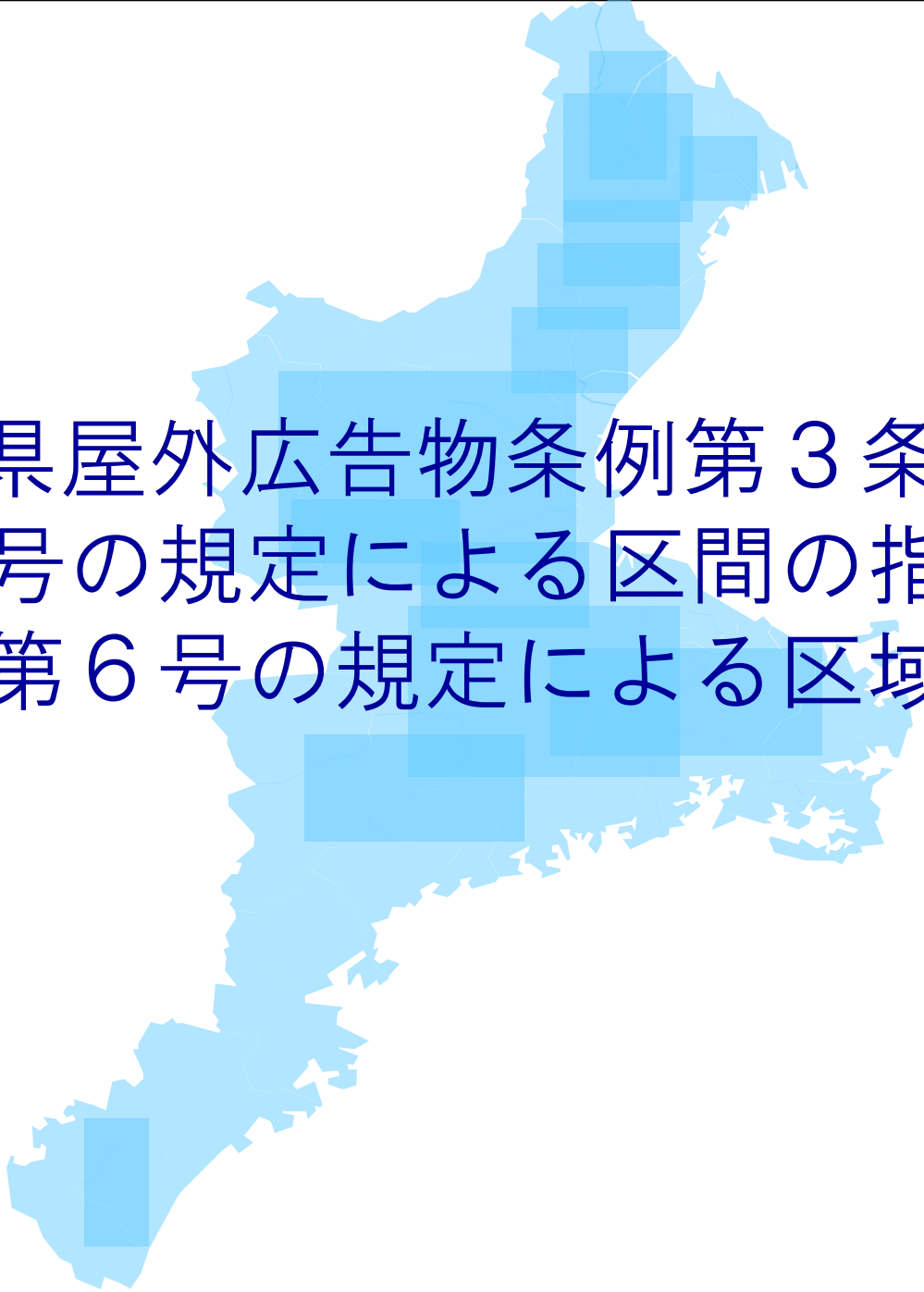


三重県屋外広告物審議会

平成29年12月12日（火） 13:00～15:00



(1)三重県屋外広告物条例第3条第1項
第5号の規定による区間の指定・変更
及び第6号の規定による区域の指定・
変更

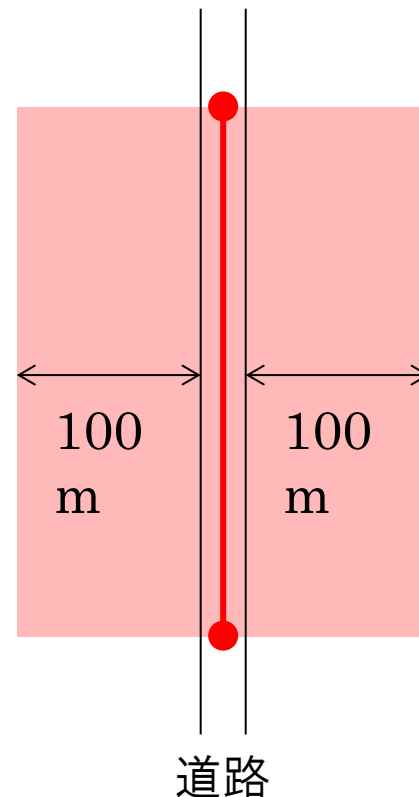
条例における禁止地域の規定について

- 条例第3条第1項第5号 ●—●

道路及び鉄道で知事が指定する
区間を禁止地域としている。
(以下、「禁止区間」という)

- 条例第3条第1項第6号 ■

禁止区間の両側100メートル以内の
区域（一部区間は500メートル）を
禁止区域として指定している。



三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間及び第6号の規定による区域の指定又は変更に係る方針（平成27年策定）

●指定の方針

次に示す路線における屋外広告物の規制について、知事が禁止地域として指定が必要であると認める場合は、屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域の指定を行う。

- (1) 新規に供用を開始する路線
- (2) 路線に接続する区域が自然景観を保持すべき地域にあると認められる路線
- (3) 路線に接続する区域が住環境等周辺環境に配慮すべき地域にあると認められる路線
- (4) その他市町の要望がある路線

●変更の方針

禁止地域として指定した路線のうち、次に示すものについて、知事が変更（解除を含む）が必要であると認める場合は、屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域の変更（解除を含む）を行う。

- (1) 区間及び名称等に変更があった路線
- (2) 商業化、過疎化等により周辺地域における土地利用が変化し、自然環境の保持又は住環境等周辺環境への配慮の必要がある（ない）と認められる路線
- (3) その他市町の要望がある路線

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」 について

明日の日本を支える観光ビジョン（H28年3月 政府策定）

訪日外国人旅行者数に関する新たな目標として、2020年に約2倍となる4,000万人を目指す。

国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

「国立公園満喫プロジェクト」として、全国8箇所の国立公園を、先導的モデルとして選定し、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施

※2015年の訪日外国人の国立公園利用者数は430万人

⇒ 2020年までに1000万人に！

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」

先導的モデルの一つとして、伊勢志摩国立公園が選ばれ、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」 における屋外広告物に関する取り組み

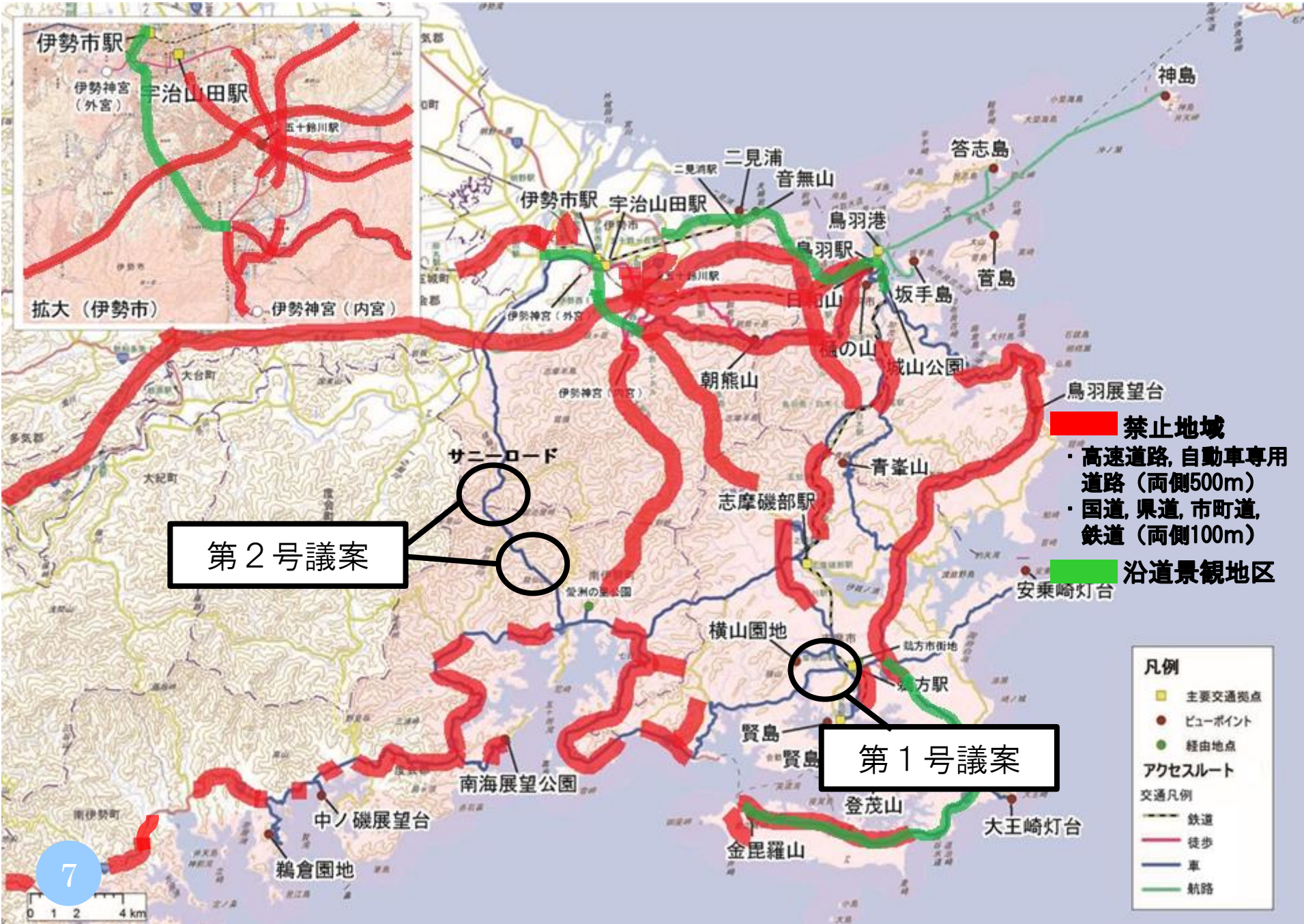
- アクセス道の環境整備

- ・ 主要交通拠点や各利用拠点を結ぶアクセスルート沿線において、景観を阻害する違反広告物の適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。

- まちなみ等の景観改善

- ・ 展望地（ビューポイント）からの展望や、まちなみの景観を阻害する違反広告物に対して、適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。

伊勢志摩地域における屋外広告物の道路・鉄道の禁止地域及び沿道景観地区の状況



- 禁止地域**
 - ・ 高速道路, 自動車専用道路 (両側500m)
 - ・ 国道, 県道, 市町道, 鉄道 (両側100m)

沿道景観地区

第2号議案

第1号議案

凡例	
	主要交通拠点
	ビューポイント
	経由地点
アクセスルート	
	鉄道
	徒歩
	車
	航路

第 1 号議案

三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の指定及び第 6 号の規定による区域の指定
(市道横山線、市道横山支線：志摩市)

第1号議案

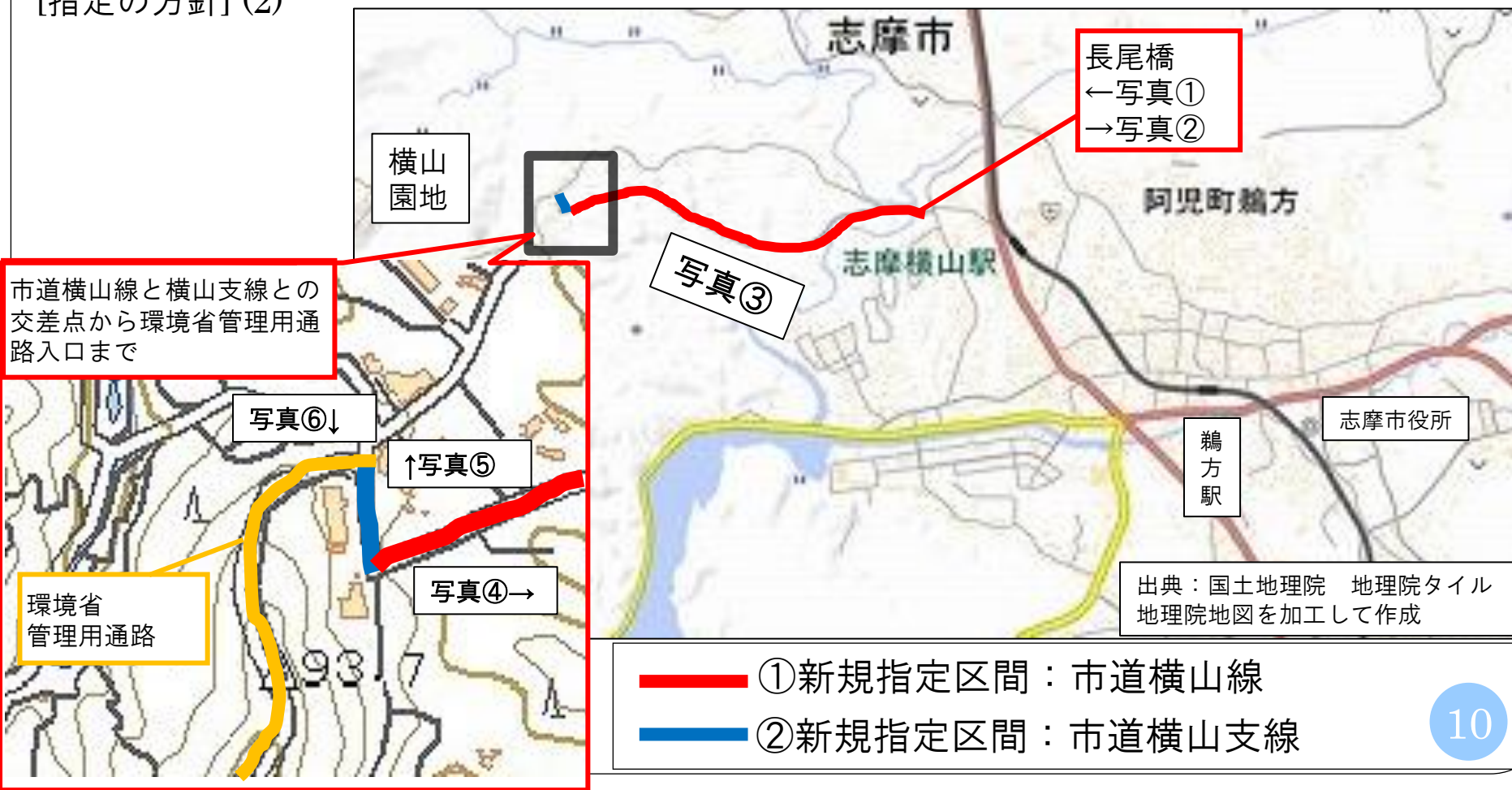


志摩市阿児町鵜方
横山園地付近

第1号議案

- ①路線名 市道横山線（志摩市）
区 間 志摩市阿児町鶉方地内の長尾橋から同市阿児町鶉方地内の市道横山支線との交差点まで
- ②路線名 市道横山支線（志摩市）
区 間 志摩市阿児町鶉方地内の市道横山線との交差点から同市阿児町鶉方地内の環境省管理用通路入口まで

[指定の方針] (2)



第1号議案 起点：志摩市阿児町鶉方地内の長尾橋付近



第1号議案 新規指定区間内の様子（市道横山線）



第1号議案

起終点：市道横山線と横山支線との交差点及び環境省管理用通路付近



市道横山支線

市道横山線



市道横山支線



市道横山支線

第1号議案

終点：市道横山支線と環境省管理用通路付近



第2号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定
(県道玉城南勢線：伊勢市、南伊勢町)

第2号議案



県道玉城南勢線
(通称サニーロード)
伊勢市、南伊勢町

第2号議案

[路線名] 県道玉城南勢線
(通称：サニーロード)

[区 間] ①伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点から伊勢方向へ200mの地点まで

②南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山方向へ400mの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまで

[指定の方針] (2)



— 県道玉城南勢線（サニーロード）※現在規制なし
— 新規指定区間

第2号議案 起点：伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点付近



第2号議案

終点：南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点から伊勢方向へ200mの地点付近



第2号議案

南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点

③



許可地域

県道169線

県道伊勢路伊勢線

2017/11/21 13:42

第2号議案

起点：南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より
龍仙山の方へ400mの地点



第2号議案

終点：南伊勢町船越地内の龍仙トンネル

⑥



第3号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更
(一般国道260号：南伊勢町)

第3号議案



第3号議案

[路線名] 一般国道260号線（南伊勢町）

[現在の指定区間] 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで

[変更後の指定区間]

①南伊勢町村山地内の村山大橋から同町小方竈字桂102番9まで

②南伊勢町小方竈字持角24番4から同町古和浦地内の栃木トンネルまで

※南伊勢町小方竈字桂102番9から同町小方竈字持角24番4までの区間及び区域を指定解除

[変更の方針] (2)(3)



--- 指定解除区間 — 現在禁止区間として指定されている路線

第3号議案 解除起点：南伊勢町小方竈字桂102番9付近



第3号議案 解除区間中心地付近（集落入口付近）



第3号議案 解除終点：南伊勢町小方竈字持角24番4付近

②

このカーブの先から禁止地域解除

禁止地域

この先から禁止地域解除

②

禁止地域

第4号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更
(一般国道422号：伊賀市)

第4号議案



伊賀市諏訪、
伊賀市大谷付近（伊賀上野駅周辺）

第4号議案

[路線名] 一般国道422号(伊賀市)

[現在の指定区間] 伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市三田地内の市道大谷三田野間線との分岐点まで

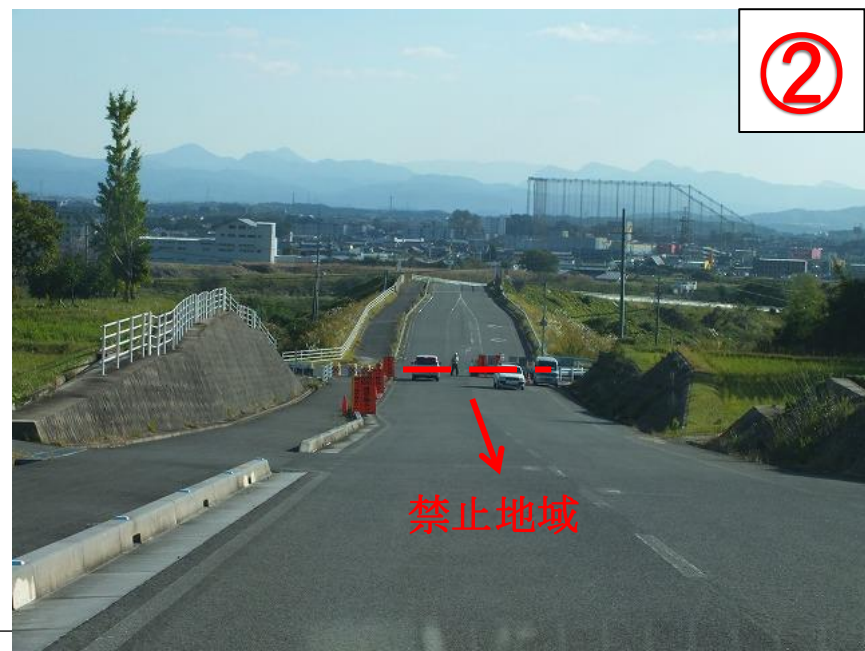
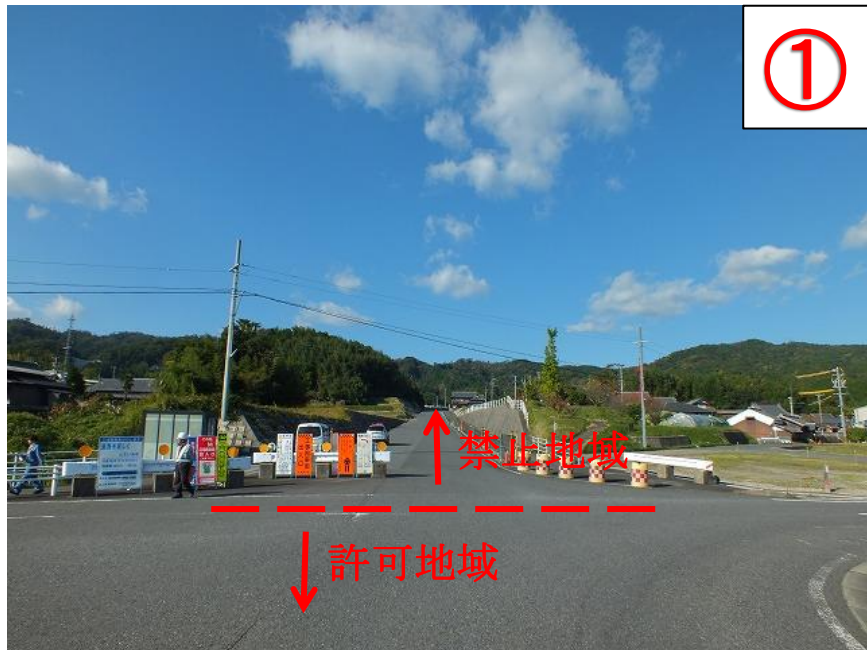
[変更後の指定区間] ①伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市諏訪字岩出731番まで
②伊賀市同市諏訪字岩出731番から同市大谷地内の県道高倉佐那具線との交差点までのバイパス

[指定・変更の方針] 指定・変更方針(1)及び(2)



- 指定を行う区間
- 指定を解除する区間(現在の指定区間)
- 引き続き禁止区間とする区間(現在の指定区間の一部)

第4号議案 県道高倉佐那具線との交差点付近



第4号議案 新たに供用開始する区間内（禁止区間）の様子



第4号議案 新たに供用開始する区間内（禁止区間）の様子



第4号議案

諏訪字岩出731番付近の様子（旧道とバイパスの分岐点）



第4号議案 指定を解除する旧道内の様子

